

山口県報

平成20年
3月28日
(金曜日)

目次

規則	一
知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)	一
児童虐待の防止等に関する法律施行細則(こども未来課)	二
告示	二
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課)	四
共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(情報企画課)	四
児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項の身分を証明する証票の様式に関する告示の廃止(こども未来課)	六
行政手続法の規定による公開の聴聞(新産業振興課)	六
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	六
指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)	六
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	九
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示の一部改正(監理課)	九
道路の区域の変更(道路整備課)	九
道路の供用の開始(道路整備課)	〇
浸水想定区域の指定(三件)(河川課)	〇
道路の位置の指定(建築指導課)	二
公告	二
一般競争入札の実施(情報企画課)	二
障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(障害者支援課)	六
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	八
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)	九
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)	九
県営大里地区ほ場整備事業(大里西換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	九

県営下関南部地区農村振興総合整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	一九
下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	二〇
下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	二〇
下関都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	二〇
公安委規則	二〇
警察署協議会規則の一部を改正する規則	二〇
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	二〇
公安委規程	二〇
山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程	二一
漁調委告示	二一
漁業法第六十七条第一項の規定による指示	二一
漁管委告示	二一
漁業法第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定による指示	二一

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十六号

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表薬種商販売業承継者試験の成績の項の次に次のように加える。

登録販売者試験の成績	合格発表の日から一月	健康福祉部業務課
------------	------------	----------

別表山口県立東部高等産業技術学校の入学選考試験の成績の項中、「商工労働部労働政策課」を「山口県立東部高等産業技術学校」に改め、同表山口県立西部高等産業技術学校の入学選考試験の成績の項中、「商工労働部労働政策課」を「山口県立西部高等産業技術学校」に改め、同表農業機械二級技能検定試験の成績の項中、「農業機械二級技能検定試験」を「農業機械士技能検定試験」に改める。

第 2号様式 (第 3条関係)

(表)

2.5センチメートル	写 真	所 属 職氏名	
3.0センチメートル	押 出 シ ス タ ン プ		

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) 第 9条第 1項の規定により立入調査を行う職 児童委員 であることを証明します。

年 月 日発行

山口県知事 印

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律抜粋

(立入調査等)

第 9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(第 2項省略)

備考 用紙の大きさは、縦 6センチメートル、横 9センチメートルとする。

第 3号様式 (第 4条関係)

(表)

2.5センチメートル	写 真	所 属 職氏名	
3.0センチメートル	押 出 シ ス タ ン プ		

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) 第 9条の 2 第 1項の規定により調査又は質問を行う職 児童委員 であることを証明します。

年 月 日発行

山口県知事 印

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律抜粋

(再出頭要求等)

第 9条の 2 都道府県知事は、第 8条の 2 第 1項の保護者又は前条第 1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(第 2項省略)

備考 用紙の大きさは、縦 6センチメートル、横 9センチメートルとする。

第4号様式 (第5条関係)

(表)

身分証明書	第 号				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">2.5センチメートル</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">写 真</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">3.0センチメートル</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">押出し スタンプ</td> </tr> </table>	2.5センチメートル	写 真	3.0センチメートル	押出し スタンプ	所 属 職氏名
2.5センチメートル	写 真				
3.0センチメートル	押出し スタンプ				
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) 第9条の3第1項又は第2項の規定により臨検等を行う職員であることを証明します。 年 月 日発行	山口県知事				
(裏)	印				

児童虐待の防止等に関する法律抜粋

(臨検、捜索等)
 第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。
 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
 (第3項から第6項まで省略)
 (身分の証明)
 第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。



山口県告示第四百一十一号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十七年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 中(五)を(五)とし、(六)から(四)までを(十)から(六)までとし、(七)の次に次のように加える。
- (八) 自作農創設促進事務取扱交付金
- (九) 農業委員会交付金
- 二 次のように加える。
- (六) 離島漁業再生支援推進交付金

山口県告示第四百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の五第一項の規定により、人事給与福利厚生システム構築及び運用管理業務の契約に係る一般競争入札に共同企業体を結成して参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 経営規模等入札参加資格
- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (一) 政令第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- (二) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に

参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

二 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記様式)及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 委任状

(二) 申請書等の提出場所

山口県地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号

(三) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

三 その他

この審査についての問合せは、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一―九三三―二六七八)にすること。

別記様式

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所
〒 町 丁目 番 号
代表者氏名



下記の共同企業体について、貴県所管に係る人事給与福利厚生システム構築及び運用管理業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	名称及び代表者氏名
株式会社 〇〇	代表者 〇〇 氏
〇〇株式会社	代表者 〇〇 氏
〇〇株式会社	代表者 〇〇 氏
〇〇株式会社	代表者 〇〇 氏
〇〇株式会社	代表者 〇〇 氏

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

六五、六六六の一、七二五の二、字井手ヶ迫平六九六、六九七、六九八の一から六九八の四まで、七〇〇から七〇二まで、七二五の一四、一七六八の一から一七六八の五まで、一七六八の七から一七六八の九まで、字築地七〇九、七一の一、七一五の一、七一六の一、七一七、字横敷七一九の一、七二〇の一、七二〇の三、七二三の一、七二三の三、字岩倉七二四の一、七二四の三、七二五の一、七二五の二、七二五の二六、七二五の三〇、七二五の三三から七二五の三四まで、七二五の三六、字木和田七二五の三、七二五の六、七二五の七、七二五の二四、字大平七二五の九、七二二から七三六まで、七四一、七五五から七五七まで、字西岩倉七二五の一〇、七二五の二七、七二五の二九、字白滝山七二五の二〇、七二五の二一、七三二の一から七三一の六まで、七三二の一〇から七三二の二二まで、字目玉釜七二五の二三、七二六の一、七二六の二、七二六の四、七二六の五、七二七の四から七二七の六まで、七二八の一、七二八の二、七二八の四、七二八の五、字六郎夜七二九、字ほたの林七三〇の一、七三〇の二、七三〇の四、七三〇の五、字鍋倉七七〇から七七三まで、七七七、字観迫谷八七二の一、八七二の二、八七三、八七六、八七七の一、八七七の二、八七八の一、八七八の三から八七八の五まで、八七九の一、八七九の三、八七九の六、八八〇、八八二、字上ヶ山八七五の一から八七五の四まで、八七五の六から八七五の八まで、八七五の一から八七五の三まで、八七五の一八から八七五の三六まで、字古井手八七五の九、八八五の一、八八五の二、八八七、八八八、八八九の一、八八九の三、字魚切九〇〇、九〇一、九〇二の二、字峰尾一五四三の一から一五四三の三まで、字慈歌一五八三、一五八四、一五八四の一、字埴下一五八五の一、一五八五の二、一五八九の一から一五八九の二まで、字榎木一五八六、字正来一五八七の一、一五八七の二、一五八七の四、一五八七の五、字当ヶ原一六四四の二、一六四四の三、一六四四の七、一六四四の八、一六四四の一〇から一六四四の一五まで、一六四四の二一、字上佐々木一六五三の七、一六五三の九、一六五三の一四、字佐々木一六五三の一六、一六五四の一、一六五五、一六五六の一、一六五七、字松ヶ坂一六七四、一六七五の一から一六七五の三まで、一六七六の一、一六七六の二、一六七七から一六八一まで、一六八三、一六八三の一、一六八四、一六八七、一六八八、一六九〇の一、一六九〇の二、字地吉一七五七の一、一七六四の一から一七六四の八まで、字弓矢方一八三一の一、一八三二の二、一八三一の三から一八三一の二五まで、一八三一の三四、一八三一の三八、一八三一の四〇、一八三一の四二、一八三一の四六、一八三一の四八、字水神一八三二の二、一八三一の四、一八三一の六から一八三一の八まで、一八三一の一〇から一八三二の一三まで、一八三二の五六、字小岩倉一八三二の三、一八三二の一四、一八三二の一六、一八三二の一八から一八三二の二〇まで、一八三二の五二、一八三二の五四、仁保中郷字石坂六一九の一、六一九の二、

六一九の二三、字西松柄六二二の一から六二二の三まで、六七四の一、六七四の二、六七四の六から六七四の八まで、六七四の一八、六七四の五五、六七四の五七から六七四の五九まで、六七四の七〇から六七四の七七まで、六七四の八一から六七四の八三まで、字上惣右衛門屋敷六四五の一、六四五の二、六四六の一、六四六の二、字木和田六四八から六五〇まで、六五二、字下木和田六五六の一から六五六の六まで、六五七、六五八、六六三の三五、六六八、字東松柄六六三の一から六六三の三まで、六六三の九から六六三の一まで、六六三の二一、六六三の二四、六六三の二七、六六三の三〇、六六三の三三、六六三の三五から六六三の二九まで、六六三の三四、六六三の三六、六六三の三九、六六三の四一、字内ヶ峠六六三の一五、六七〇の一、六七二、六七三、六七三の一、六七五の一、六七五の三、六七五の四、六七七、六七七の一、字滝ヶ浴六七八の一、六七八の三、六七八の四、字東坂本八七三の一から八七三の三まで、八七三の九、八七三の一〇、八七三の一九、八七三の二〇、八七三の二七、八七三の四一、八七三の四三、八七三の六二から八七三の七〇まで、八七七の三七、八七七の三八、八七七の二五、八八〇、字東並山九三二の一から九三一の三まで、九三一の六、九三一の九、九三一の一三、九三一の一四、九三一の一九、九三一の二五、九三一の二七、九三一の三一、九三一の三五、九三一の四九から九三一の五四まで、九三一の五七、字牛飼原九三三、字藤ヶ原九三五、九三六の一から九三六の三まで、字西並山九三七の一、九三七の二、九三七の九、九三七の一三、九三七の二四、九三七の六一から九三七の六八まで、字鮑柄九三七の五八、字古寺一三三二、一三三三の一、一三三三の二、一三三四、一三三五の一、一三三五の二、一三三六、一三三七、一三三八の一、一三三八の二、一三四〇から一三四四まで、字本浴一二八六、一二九〇の一から一二九〇の三まで、字引越一六四〇の一、一六四〇の二、字上ヶ原一六四三の一、一六五〇、字道祖本一六六一の一から一六六一の三まで、字道祖ノ向一六六一、一六六三、一六六四の一、一六六六の一、一六六七の一、一六六八、一六六九の一、一六六九の二、一六六九第一、一六六九第二、一六七〇、一六七〇の一、一六七〇の二、字掛ノ上一六七二の一から一六七二の三まで、字洗川一六七八の一、一六八三の一、一六八三の二、一六八四、一六八五、一六八六の二、字古森一六八六の一、一六八七、一六八八の一から一六八八の三まで、一六八九から一七〇一まで、一七〇二の一、一七〇三の一、一七〇八、字宮ヶ迫一七一一の一、一七一四の一、一七一五、一七一六の一、一七一六の二、一七一七、字西宮ヶ迫一七一八から一七二二まで、一七二三の一、一七二三の二、字室路一七三〇の一、一七三〇の二、一七三三、一七三三、一七三五の一、一七三五の二、一七三六から一七三九まで、字三ツヶ谷一七四〇、一七四〇の一から一七四〇の二四まで、一七四〇第一、一七四一、一七四一第一から一七四一第一四まで、一七四二から一七四六まで、一七四七の

一、一七四七の四、一七四九の一、一七四九の二、一七五〇、一七五〇第一、一七五〇第二、字平太迫一七五八の一、一七五八の二、一七五八第一、一七五九から一七六一まで、一七六七、一七六八の二、一七六九の一、一七七〇の一、字山ノ神一七七三の一、一七七三の二、二四七四、字萩輪一八一六の一、一八一七、一八一八の一、一八一八の二、一八一九から一八二二まで、二六〇〇、字山嵩一八二三、一八二四、一八二五の一、一八二五の二、一八二七、一八二八の一、一八二八の二、一八三〇、一八三二の二、字萩輪山一八二六、字居屋ケ谷一八三三の一、一八三五、一八三五第一、一八三六から一八三九まで、一八四〇の一、一八四〇の二、一八四一の一、一八四二から一八四四まで、一八四六、一八四七、一八四八の一、一八四九、一八五〇の一、一八五二の一、一八五三の二、字寺上一八五七、字木戸一八五八から一八六二まで、一八六二第一、一八六三から一八六五まで、一八六六(次の図に示す部分に限る。)、一八六六の一から一八六六の三まで、一八六六の五、一八六六の七(次の図に示す部分に限る。)、一八六六の八、一八六六の九(次の図に示す部分に限る。)、一八六六の一〇、一八六六の二から一八六六の五まで、一八六六の三七、字上柳ケ浴一八八〇の二、一八八三、一八八三第一、一八八四、字横尾一八八五、一八八五第一、一八八六から一八八八まで、一八九三、一八九三第一、一八九四、一八九四第一、一八九五、一八九五第一、一八九六、字下横尾一八九七から一八九九まで、字百合野一九四二、一九四二第一、一九四二第四、一九四二第一、一九四六、字大破一九五三の一、一九五三第一、一九五六、一九五六第一、一九五七の一、字芝田一九五八、一九六〇の二、一九六二第二、一九六三、字一貫野西山二九九九の一、二九九九の五、二九九九の六、二九九九の一四、二九九九の二二、二九九九の二六、二九九九の三三から二九九九の四〇まで、二九九九の六九、二九九九の七七から二九九九の九〇まで、二九九九の九五から二九九九の一〇〇まで、字柳ケ浴二五三二、字岳二六一〇の二、字平野二九六四の五、二九六四の六、宮野上字荒谷口山二一から二二五まで、字金山向中平山二二六から二二九まで、二二九第一、二三〇、字金山向上平山二二二から二三五まで、二三六(次の図に示す部分に限る。)、字荒神二三七、字かきつばたの浴二三八の一、二三八の二、字金山二三九(次の図に示す部分に限る。)、二三九の一から二三九の三まで、二三九の六(次の図に示す部分に限る。)、字草田北山一四〇、字草田北一四一、字草田山一四二の一、一四二の二、一四三、字草田南山一四四、一四五、字草田西山一四六、字寺床山一四七から一五〇まで、字萩谷山一五二、一五二、字滝ケ浴一五三、一五四、字本浴山一五五、一五六、字大浴山一五七の一、一五七の二、一五七第一、一五七第二、字金山下山一五八、一五九、字荒谷口北山一六〇、字弁土山一六一、三五九三、三五九五、字大平山一六二から一六四まで、字古畠山一六五、一六六、一六六第一、一六六第二、一六七、字渡

樋懸山一六八、字後ケ浴山一六九の一、一六九の二、字後ケ浴南山一七〇から一七二まで、字東原五七〇の一、五七〇の三(次の図に示す部分に限る。)、五七〇の七、五七〇の九、五七〇の二一、五七三、五七四、字滝の下五七〇の四、五七〇の五(次の図に示す部分に限る。)、五七〇の六、五七〇の一〇から五七〇の一三まで、五七〇の一九、五七〇の二〇、五七〇の二二から五七〇の二五まで、五七〇の二八、五七〇の二九、五七〇の三一、字原五七一、五七二、字西原五七五の一、五七五の三、五七六の一、五七六の二、五七七、字東宮ケ原五八〇の一、五八〇の六、五八〇の七、五八二の一、五八二の五、字中の原五八四の一、五八四の六、五八四の七、字いすケ浴五八九の一、五八九の四、五九一の一、字西中の原五九三の一、五九三の四、五九三の七、五九五の一、五九五の四、字西宮ケ原五九七の一、五九七の七、五九八の一、五九八の七、五九八の八、字上豊原七二一、七二二の一、七二二の二、七二二の三、七二三の二、七二四の一、七二四の二、字椅子ケ浴七六二、字津んぼう原二一五三、字秋葉二六三四、字荒谷二六三四の一(次の図に示す部分に限る。)、二六三四の二、二六三四の三、二六三四の五、二六三四の二〇から二六三四の二四まで、二六三四の二七から二六三四の三四まで、二六三四の三八、二六三四の四一、二六三四の四二、二六三四の四四から二六三四の四九まで、字金山奥三五二七、宮野下字田床二二八八の五、二二八八の七、二二八八の一三、字落合山二二八八の八、二二八八の一四、二二八八の一八、字落合二二八八の九、二二八八の一〇、字田床山二二八八の一五、二二八八の一六

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市仁保下郷字砥石場四三七、四四三の一、仁保中郷字東並山九三二の二一、西並山九三七の一、九三七の二六、九三七の二七、九三七の六一から九三七の六四まで、九三七の七一、字牛飼原一〇八五の二、下小鯖字大平七二七の一、上小鯖字江良山八九〇の一、宮野上字荒谷二六三四の一(次の図に示す部分に限る。)、二六三四の二、二六三四の三、二六三四の五、二六三四の二〇から二六三四の二四まで、二六三四の二七から二六三四の三四まで、二六三四の三八、二六三四の四一、二六三四の四二、二六三四の四四から二六三四の四九まで、字杖板西二六四〇の二一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千四百八十一号)、保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千七百十六号)、保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第六百六十二号)、保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第十六号)及び保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第千七百六十九号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限

る。)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済部林業振興課、防府市産業振興部林務水産課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十九号

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

二の(二)の1(1)中「平成六年建設省告示第千四百六十一号」を「平成二十年国土交通省告示第八十五号」に改め、「掲げる項目」の下に「(平成二十年三月三十一日以前に総合評定値の通知を受けた場合にあつては、同告示による廃止前の建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成六年建設省告示第千四百六十一号)の第一の一から四までに掲げる項目」を加える。

山口県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道

路線名 岩国玖珂線
道路の区域

区間	新			旧			旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	最狭	最広	平均	最狭	最広	平均				
岩国市今津町五丁目一七六の二地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・六・五	二・三・〇	二・四・五	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、三五〇・〇		
岩国市錦見三丁目一五四の一地先から同市錦見六丁目一四二七の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、五二・〇		
岩国市錦見六丁目一四二七の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、二二八・〇		
岩国市錦見六丁目一四二七の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、二二八・〇		
岩国市錦見六丁目一四二七の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、二二八・〇		
岩国市錦見六丁目一四二七の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、二二八・〇		
岩国市錦見六丁目一四二七の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、二二八・〇		
岩国市錦見六丁目一四二七の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、二二八・〇		
岩国市錦見六丁目一四二七の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、二二八・〇		
岩国市錦見六丁目一四二七の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	敷地	一、二二八・〇		

山口県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年三月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

路線名	岩国玖珂線	供用開始の区間	岩国市今津町五丁目一七六の二地先から同市山手町四丁目四一の二地先まで 岩国市牛野谷町三丁目八四八の一地先から同市牛野谷町一丁目一〇三の一地先まで	供用開始の期日	平成二十年三月二十九日
-----	-------	---------	---	---------	-------------

山口県告示第百五十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

河川名称	区間	
	上流端	下流端
錦川水系	左岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先	右岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先
	左岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先	右岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先
	左岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先	右岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先
	左岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先	右岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先
錦川	左岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先	右岸 岩国市美川町四馬神字牛石二七六五番一地先
	左岸 岩国市錦町府谷字下も山二〇一一番一地先	右岸 岩国市美川町四馬神字牛石二七六五番一地先

柳川水系	名河川称の	上流	区	流	端	間	下流	端
	柳川水系							

生見川	左岸 岩国市美和町生見字長角三九二六番一地先 右岸 岩国市美和町生見字日向三四三四番二地先	右岸 是貞一三六番四地先 和生見字四〇〇番五地先
本郷川	左岸 岩国市本郷町本郷字平野二二五五番二地先 右岸 岩国市本郷町本郷字神田三三八七番一地先	左岸 岩国市本郷町波野字寺ノ前二六番一〇地先 右岸 岩国市美川町小川字尾崎一四八六番一〇地先
宇佐川	左岸 岩国市錦町須川字上ケ原二六七番一〇地先 右岸 岩国市錦町須川字黒土四一八七番一〇地先	錦川への合流点 錦川への合流点
平田川水系	左岸 岩国市平田一丁目四二〇番一〇地先 右岸 岩国市平田一丁目一六七五番一〇地先	河口

山口県告示第百五十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。
 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所において閲覧に供する。
 平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

柳川	左岸 防府市大字牟礼字一ノ高橋一一五八番三〇地先 右岸 防府市中西二五五三番五〇地先	河口
	馬刀川水系	馬刀川
馬刀川	左岸 防府市中西二六〇三番二〇地先 右岸 防府市中西二六一六番二〇地先	河口

厚東川水系	名河川称の	上流	区	流	端	間	下流	端
	厚東川							

厚東川	左岸 美祢市秋芳町嘉乃字横尾一三九八番一〇地先 右岸 美祢市秋芳町嘉乃字半田一四五八番一〇地先	左岸 美祢市秋芳町永下三二番二〇地先 右岸 美祢市秋芳町永下三二番二〇地先
大田川	左岸 美祢市美東町大田字上利九八七番一〇地先 右岸 美祢市美東町大田字上利九八六番一〇地先	左岸 美祢市美東町大田字上利九八七番一〇地先 右岸 美祢市美東町大田字上利九八六番一〇地先

山口県告示第百五十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。
 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び美祢土木事務所において閲覧に供する。
 平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字郡字為政五三四の一六、五三四の二一、五三四の二八から五三四の三〇まで及び五三四の二一地先	四・〇〇六・〇	四八・一	二五六・九三
山陽小野田市大字郡字浜三三三三の九から三三三三の一二まで	五・六六・〇	八七・五	五四九・五二



(二六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

人事給与福利厚生システム構築及び運用管理業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十三年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

山口県地域振興部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者又は共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第百四十三号)に基づき資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体でその構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十年三月二十八日から同年五月九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十年四月一日から平成二十年三月二十八日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)又は人事給与福利厚生システム構築及び運用管理業務委託総合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

(八) 一に掲げる業務において他の共同企業体の構成員または他の参加者でないこと。

三 契約条項を示す場所

四 山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もつた金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十年五月八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年五月九日午後二時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十年五月九日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画、業務システム、システム基盤並びに設計及び開発に関する提案並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、業務システム、システム基盤、設計及び開発並びに技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 千点

(2) 機能等評価

全体計画及び技術的能力 二百点

業務システム 三百点

システム基盤 三百点

設計及び開発 二百点

4 適否判定

人事給与福利厚生システム構築及び運用管理業務委託総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、次に掲げる場合には、落札者としなない。

1 全体計画及び技術的能力、業務システム、システム基盤又は設計及び開発に係る評価点が、入札説明書に定める合格基準点に満たない場合

2 提案書において、別表第一に掲げる評価の項目のうち、提案の趣旨、作業の内容及び全体の日程、システムの概要、課題に対する提案、ハードウェア及びソフト

トウェアの構成、処理方式、セキュリティ、システムの運用並びに設計及び開発の体制の内容が、適切に記述されていない場合

- 3 十の(一)の4の適否判定において提案の内容について否と判定された場合
- (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
 - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十年四月十六日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。この場合において、共同企業体を結成して参加する者は、すべての構成員に係る2及び3に掲げる書類を提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十年四月二十二日までに發送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書
 - 3 1に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類
 - (五) 契約保証金
免除あり。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をある場合は、山口県会計管理庁会計課に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課（電話〇八三一九三三三一一六七）に問い合わせる。
- 十三 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature of the service to be required: Development of personnel affairs, salary and welfare program system, and the operation and maintenance of the system
 - (3) Term of the contract: From the day after the contract through March 31, 2011

- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2678)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 8, 2008 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. May 9, 2008)

別表第1

評価の項目	評価の基準
提案の趣旨 作業の内容及び全体の日程	人事給与福利厚生システムの開発に至る背景や課題を十分に考慮した上で、開発の目的及び提案の趣旨について明確に記述されていること。 1 作業の内容について、仕様書の内容を満たす提案であること。 2 効果的な作業の日程が提案されていること。考え方並びにシステムを設計し、及び開発する時の工程を設計し、及び開発する時からシステムを安定して稼働させることができる時、までの間の開発の日程が明確に記述されていること。この場合において、システムの基礎及びシステムの運用の設計の工程についても明確に示すこと。 3 システムの運用の設計の工程について記述されていること。 4 工程別の作業項目及び作業内容について記述されていること。
成果物	成果物の内容について記述されていること。
要員体制	業務を適正かつ効率的に行うための要員の確保、配置等について提案されていること。
業務に従事する者の経験、資格等	システムを設計し、及び構築する時からシステムを安定して稼働させることができるまでの間に業務に従事する次に掲げる者の所属部署、役職、資格、経歴、実績等について記述されていること。する者 (1) 人事、船務、要件定義及び設計に関する知識及び経験を有する者 (2) 人事、船務、要件定義及び設計に関する業務並びにシステムに関する知識及び経験を有する者 (3) 人事、給与及び福利厚生に関する業務並びにシステムの企画立案に関する知識経験を有する者 (4) 情報処理技術者、ITコーディネータ等の資格を有する者 (5) フロントエンド、ネットワーク等の資格を有する者 (6) システムを開発するプログラマー等の資格を有する者
技術的 業務等	1 国又は地方公共団体から委託を受けて人事、給与及び福利厚生に関する業務を施行した実績が記述されていること。 2 1の内容が具体的に記述されていること。 3 最新の技術情報に至るまでの広範囲の業務を施行した実績がある場合には、その旨が記述されていること。 4 情報通信技術の動向に関する調査又は評価を実施することが可能である場合には、その旨が記述されていること。
資格等	1 国際標準化機構が定める規格その他の資格、認証等の取得の状況について記述されていること。 2 セキュリティ及び個人情報保護の保護に関する資格、認証等の取得の

<p>システム概要</p> <p>業務体系</p> <p>業務の手順</p> <p>機能一覧</p> <p>課題に対する提案</p>	<p>状況について記述されていること。</p> <p>1 仕様書に基づき提案するシステム全体に関して、全体の枠組み、基本的な考え方や、特徴等が簡潔に記述されていること。</p> <p>2 利厚生関連システムの変更すべき事項を考慮した上で、提案するシステムの考え及び対応策その他について記述されていること。</p> <p>3 運用及び維持管理に係る経費の削減に関する考え方について記述されていること。</p> <p>4 なお、仕様書に記述されている構成以外のものであつても、運用及び維持管理に係る経費の更なる削減を安定的に達成することができるとの点であれば、評価の対象とする。</p> <p>5 パッケージソフトウェアを利用する場合は、その概要、機能、特徴、適用範囲、導入実績及び選定理由について記述されていること。</p> <p>人事給与福利厚生システムにおける業務体系について記述されていること。</p> <p>1 上記の業務体系を踏まえた業務の手順について記述されていること。この場合において、課題に対する解決策に関する部分が明確に示されていること。</p> <p>2 必要となる機能が一覧で示され、かつ、その機能の概要について記述されていること。この場合において、パッチ処理等の区別について明確に示されていること。</p> <p>3 仕様書に基づいてシステム要件及び機能要件に関し、改善すべき事項に係る対応策等が明確に記述されるとともに、その理由について説明されていること。</p> <p>仕様の内容に十分留意しつつ、次に掲げる要件に係る具体的な対応策、実施方法等について記述されていること。</p> <p>(1) デモユリテイザ対策(職員認証機能)</p> <p>(2) エネコニシツダ機能</p> <p>(3) 団体処理機能</p> <p>(4) 総務事務システム(仮称)との連携機能</p> <p>(5) 新検査機能</p> <p>(6) システムの運用に係る経費の削減</p> <p>(7) ヘルプデスク</p> <p>(8) 帳票の電子化</p> <p>(9) その他経費上想定される課題</p> <p>(10)</p> <p>現状分析</p> <p>仕様書の内容に十分留意しつつ、調査の項目及び調査結果の分析の方法について記述されていること。この場合において、考慮すべき事項があれば、その内容について記述されていること。</p> <p>人事給与福利厚生システムを構築するに当たり、システム基盤の構築に係る基本的な考え方について整理して記述されていること。</p> <p>基本的な考え方</p> <p>1 仕様書の要件を踏まえ、人事給与福利厚生システムの用に供するための別添が調達するハードウェア、基本ソフトウェア等のシステムの構成について提案されていること。</p> <p>2 システムの信頼性を向上させるために必要な方式について提案されること。</p>
--	--

<p>システム</p> <p>処理方式</p> <p>セキュリティ</p> <p>セキュリティ</p> <p>システムの運用</p> <p>情報戦略並びにシステムの構想及び計画</p> <p>設計及び開発の</p>	<p>3 提案するハードウェアの全体構成図及び各ハードウェアに搭載するソフトウェアの構成図について提案されていること。この場合において、各ハードウェアには名称が付けられ、当該名称の統一化が図られているものとする。</p> <p>4 システムの構成要素について、その拡張性について提案されること。</p> <p>5 次に掲げる書類が入札説明書で定める様式により適切に作成されていること。</p> <p>(1) ハードウェア一覧</p> <p>(2) ソフトウェア概要</p> <p>(3)</p> <p>1 処理方式の抽出、共通化等についての検討を行い、処理方式に関する課題を明確にした上で、処理方式の基本的な考え方について整理して記述されていること。</p> <p>2 業務、制限事項等がイメージ図とともに明確に記述されていること。この場合において、イメージ図は、それぞれの処理において使用するハードウェア、も記述されていること。</p> <p>3 なお、県が想定している処理の類型以外のものであっても、より適切なものについては更新処理</p> <p>(1) オンライントラッキング処理</p> <p>(2) オンライントラッキング処理</p> <p>(3) オンライントラッキング処理</p> <p>(4) パッチ処理方式</p> <p>(5) 総務事務システム(仮称)との連携</p> <p>(6) 既外部機関との連携</p> <p>(7) 外部機関との連携</p> <p>3 提案する業務の構成要素としてのパッケージソフトウェアの位置付け及び業務</p> <p>性能に関する考え方が記述されていること。</p> <p>1 県が想定している次に掲げる処理性能についての目標値及び具体的な実施方法について記述されていること。</p> <p>(1) オンライントラッキング処理性能</p> <p>(2) オンライントラッキング処理性能</p> <p>(3) パッチ処理性能</p> <p>(4) パッチ処理性能</p> <p>1 セキュリティ要件に関する基本的な考え方について記述されていること。</p> <p>2 人事給与福利厚生システムに備えられることが望ましいセキュリティ機能について記述されていること。</p> <p>システムの運用</p> <p>1 システムの運用体制を含む運用の仕組み並びに運用の要件及び方式について整理して記述されていること。</p> <p>2 提案する運用及び管理の手段について、入札説明書で定める様式に並びに、その概要、特徴及び主な仕様、適用範囲、適用方法、導入実績及び理由を決定理由として記述されていること。この場合において、管理の手段の適用範囲並びに人間系の適用範囲の区別について記述がわかりやすいものであること。</p> <p>業務の改善、業務の手順の作成、システムの評価及び分析、情報戦略の策定、システム構想の策定、システムの計画等を行うに当たり採用する手法、方法論、ソフトウェア等について記述されていること。</p> <p>1 採用する設計及び開発の方法並びにその採用の理由が明確に記述されていること。</p>
---	---

方法	1 プロジェクトの管理に関する考え方について記述されていること。 2 品質管理及び納期管理に関する考え方、実施方法、具体的な目標等について記述されていること。
プロジェクトの管理	1 プロジェクトの管理に関する考え方について記述されていること。 2 品質管理及び納期管理に関する考え方、実施方法、具体的な目標等について記述されていること。
設計及び開発の規模並びに工数	1 設計及び開発の規模について記述されていること。この場合において、規模を表す単位の定義(プログラミングポイント法との関連)について明確に示されていること。 2 設計及び開発の工数について工程別及び要員の役割別に記述されていること。 3 その他必要な作業についての工数に係る項目及び工数が記述されていること。 4 上記すべての工数を算定する根拠について記述されていること。この場合において、設計及び開発の規模との関連性について明確に示されていること。
設計及び開発の体制	1 設計及び開発の体制に関する提案者と県との役割分担について記述されていること。この場合において、県が現状において確保することが可能な要員の数(3名)の範囲内で実施することが可能な体制及び作業方法について、工程別に記述されていること。 2 設計及び開発の体制並びに要員の役割について記述されていること。この場合において、その考え方、根拠等について明確に示されていること。

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(二十一) 医療費自己支援法の規定に基づく医療機関の指定

医療費自己支援法(平成十七年法律第四十二号)第五十四条第二項の規定により、

自己支援医療を担わせる医療機関を次のとおり指定しました。
平成二十年三月二十八日

医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人社団永谷眼科	宇部市島三丁目一〇番一	育成医療及び更生医療	平成一九、二、一
医療法人社団水生会	山口市大内矢田三八五		
柴田病院	萩市大字江向四三三の一		
都志見病院	防府市お茶屋町三番一七号		
医療法人神徳会三田尻病院			
医療法人米沢記念薬陽病院	車塚町三番一〇号		
片山クリニック	岩国市平田四丁目一六番三五号		
周南市立新南陽市民病院	周南市宮の前二丁目三番一五号		
おかもと内科	本町二丁目六		
かまたクリニック	中央町一番一号		
医療法人聖比留会厚狭セントヒル泌尿器科	山陽小野田市大字厚狭一四四五の一		
徳本歯科医院	周南市大字呼坂七四七		
八塚歯科医院	有楽町三〇六一		
あし薬局	宇部市常盤町二丁目五番二二二号		
伊藤薬局	寿町二丁目三番二四号		
エー浜田薬局	浜町二丁目一一番一〇号		
あおは薬局	五十目山町一五番七一一号		
小羽山薬局	南小羽山町二丁目一九番一五号		
回生堂薬局	南小串二丁目三番五号		
上宇部薬局	中村二丁目六番一七一一号		

に供します。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 新山口新幹線名店街

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二九) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

柳井市土地改良区

北町地区

かんがい排水

〃 〃 〃 〃 〃 〃

二 縦覧の期間

平成二十年三月三十一日から同年四月二十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二三〇) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

阿東町

片山地区
農道の整備

平成一九、八、二八 平成二〇、三、一〇

(二三一) 県営大里地区ほ場整備事業(大里西換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営大里地区ほ場整備事業の施行に係る大里西換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営大里地区ほ場整備事業(大里西換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年三月三十一日から同年四月二十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二三二) 県営下関南部地区農村振興総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営下関南部地区農村振興総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営下関南部地区農村振興総合整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年三月三十一日から同年四月二十一日まで

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(一三三) 下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画地区計画新下関西地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三四) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三五) 下関都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

警察署協議会規則の一部を改正する規則

警察署協議会規則(平成十三年山口県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条の表第四号中「山口県小郡警察署協議会」を「山口県山南警察署協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年五月十二日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項一九一号に関する部分中

萩市大字山田字西奥玉江四三三の一地从先から同市と島根県との境界線まで

長門市三隅中字大畠一六一三の一地从先から萩市三見字生化九九〇の一地从先まで
萩市三見字北中山六一の一地从先から同市と島根県との境界線まで

に改め、同表三の項防府環状線に関する部分の次に次のように加える。

萩三隅線

萩市三見字中内免三五二二の一地从先から同市三見字生化三九四五の一地从先まで

別表三の項武久棕野線に関する部分の次に次のように加える。

三見停車場三見市線
萩市三見字中内免三五二二の一地从先から同市三見字上円福寺二八二の四地从先まで

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県公安委員会規則第二号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表個数の欄中「二二」を「二二」に、「二二」を「二〇」に改め、同表保管者の欄

中「山口県萩警察署江崎幹部交番所長」の下に「山口県下関警察署彦島幹部交番所長」を加える。

附則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十年三月二十八日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 山根勝法

一 指示の内容

殻長三センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合は山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第五十条第一項の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

二 適用海域

山口県瀬戸内海海区

三 指示の有効期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示に関する告示（平成十九年山口県内水面漁場管理委員会告示第一号）、漁業法第六十七条第一項及び第三百

十条第四項の規定による指示に関する告示(平成十九年山口県内水面漁場管理委員会告示第二号)、漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による指示に関する告示(平成十九年山口県内水面漁場管理委員会告示第三号)、漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による指示に関する告示(平成十九年山口県内水面漁場管理委員会告示第四号)、漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による指示に関する告示(平成十九年山口県内水面漁場管理委員会告示第五号)及び漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による指示に関する告示(平成十九年山口県内水面漁場管理委員会告示第六号)は、平成二十年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十年三月二十八日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 高石敏男

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい(まごい及びにしぎごいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 佐波川水系に係る河川(佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 榎野川水系に係る河川(一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

平成二十年三月二十八日印刷
平成二十年三月二十八日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)